

第3次 丹波市人権施策基本方針

〈概要版〉

一人ひとりの人権が保障され
幸せに暮らせる社会の実現をめざして

2022（令和4）年3月

丹波市



第1章 人権施策基本方針の改定にあたって

丹波市では、2015（平成 27）年 3 月に第 2 次丹波市人権施策基本方針を策定し、すべての人の人権が尊重された社会の実現を図るため、様々な人権施策に取り組んできました。

しかしながら、依然として同和問題（部落差別）や女性、子ども、高齢者、障がいのある人に対する人権侵害など様々な人権問題が発生しているほか、少子高齢化、情報化、国際化の進展や社会情勢の変化に伴い、人権問題はますます多岐にわたり複雑化しており、新たな人権課題への対応も求められています。

このため、これまでの人権施策の取組の成果や課題を踏まえ、第 2 次基本方針策定以降に制定された法令等との整合を図るとともに、新たな人権課題へ対応するため、第 2 次基本方針を見直し、第 3 次丹波市人権施策基本方針として改定するものです。

第2章 人権施策推進の基本的な考え方

【基本理念】

一人ひとりの人権が保障され、幸せに暮らせる社会の実現

【人権施策推進の目標】

- ・豊かな人権感覚の涵養^{かんよう}と人権尊重意識の定着
- ・お互いを認め合いながら共に生きる共生社会の実現
- ・一人ひとりの人権が尊重されるまちづくり

【基本方針の性格】

- ・丹波市における人権施策を総合的に推進するための施策の基本的な方向性を示すものです。
- ・丹波市は人権施策に主体的に取り組むとともに、市民、地域、事業者、団体、各関係機関と参画と協働のもとにすすめるために、各主体に対して自主的な取組を促します。
- ・社会情勢に大きな変化があり、方針を改定しなければならない事情が生じた場合に必要に応じて見直しを行います。

第3章 人権施策の基本姿勢

【人権教育・啓発の推進】

- 日常生活のあらゆる場を通じて、人権教育・啓発を行い、人権感覚の涵養^{かんよう}を図ります。

学校、家庭、地域、企業（職場）

- 人権にかかわりが深い特定の職業に従事する人に対する人権教育・啓発・研修を推進します。

市職員、教育関係職員、医療・保健・福祉関係者、消防職員

【相談・支援の充実】

- 人権を侵害されている人の相談を受け止め、関係機関相互の連携により、解決や救済につなげることができるよう相談・支援体制の充実を図ります。

第4章 人権課題への取組

同和問題（部落差別）

同和問題（部落差別）に対する正しい理解と認識を深め、差別意識の解消に向けた取組をすすめます。

- ◇教育・啓発の推進
- ◇隣保館における活動の推進
- ◇差別事象等への対応

子ども・若者の人権

子どもの人権が尊重され、心身ともに健やかに育ち、生きる力をはぐくみ、自立することができるよう、社会全体で支えていきます。

- ◇教育・啓発の推進
- ◇児童虐待の予防及び早期発見のためのネットワークの充実
- ◇いじめ、暴力行為、不登校への対応
- ◇子どもの貧困対策、困難な問題を抱える子ども・家庭への支援
- ◇若者と社会をつなぐ支援
- ◇青少年の健全な育成のための環境整備の推進

障がいのある人の人権

障がいのあるなしにかかわらず、だれもが互いに人格と個性を尊重し支えあう共生社会の実現をめざします。

- ◇教育・啓発の推進
- ◇企業等における障がいのある人への理解の促進
- ◇暮らしやすいまちづくりの推進
- ◇障がいのある人への虐待防止

インターネットによる人権侵害

個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解、情報収集・発信における個人の責任や情報モラルについての理解を深める教育・啓発を推進します。

- ◇教育・啓発の推進
- ◇インターネットをめぐる人権侵害事案に対する適切な対応
- ◇相談・支援の充実

女性の人権

性別にかかわらず人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現をめざします。

- ◇意識改革と性別役割分担意識の解消
- ◇あらゆる分野での女性の活躍
- ◇ワーク・ライフ・バランスの推進
- ◇あらゆる暴力の防止と根絶
- ◇誰もが安心して暮らせる地域社会の実現

高齢者の人権

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるまちづくりをすすめるとともに、高齢者の権利擁護や生きがいづくりを推進します。

- ◇意識啓発の推進
- ◇高齢者虐待の防止と権利擁護の推進
- ◇認知症への理解の促進
- ◇生きがい創造と安心して暮らせる環境づくり
- ◇地域共生社会への取組

外国人の人権

様々な文化や多様性を認め合い、同じ地域の一員としてお互いを尊重し、安心して暮らすことができる多文化共生社会の実現をめざします。

- ◇教育・啓発の推進
- ◇生活支援の充実
- ◇多文化共生社会の実現を目指す教育の推進
- ◇多文化共生の地域づくり
- ◇インターネットによる人権侵害やヘイトスピーチを許さない取組の推進

性的マイノリティの人権

性の多様性についての正しい理解と認識を深める教育・啓発を推進します。

- ◇教育・啓発の推進
- ◇性的マイノリティに寄り添った支援体制づくり
- ◇学校における性的マイノリティの理解促進

第4章 人権課題への取組

その他の人権課題

私たちの周りには、様々な人権問題があり、偏見や差別をなくすための取組を推進します。

- ◇感染症患者等への人権
- ◇東日本大震災をはじめ災害に伴う人権問題
- ◇アイヌの人々の人権
- ◇刑を終えて出所した人の人権
- ◇犯罪被害者の人権
- ◇ホームレスの人々の人権
- ◇拉致被害者等の人権
- ◇人身取引
- ◇様々な人権（個人情報保護・職場における人権問題）

第5章 人権施策の推進に向けて

【推進体制】

人権施策を全庁的に推進するため、「丹波市人権施策推進本部」において、施策の推進、総合調整及び進捗管理を行うとともに、施策の推進状況について公表します。

「丹波市人権行政推進審議会」（識見者や市民から構成）を設置し、人権施策の推進のあり方や本基本方針の推進について意見を聴きます。

【市民等の参画と協働】

市民、事業者、団体など多様な主体が、それぞれの役割と責任を自覚しつつ互いに協力する「参画と協働」のもとで推進します。

【関係機関、団体等との連携】

国・県関係機関及び他市町、市内関係組織、民間団体等との連携を図ります。



発行 兵庫県丹波市
問合せ まちづくり部人権啓発センター
〒669-3692 兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀1番地
TEL 0795-82-1001 FAX 0795-82-5448
Email jinken@city.tamba.lg.jp